

【年度中に被保険者期間が継続している(転職・転勤等がない)場合】

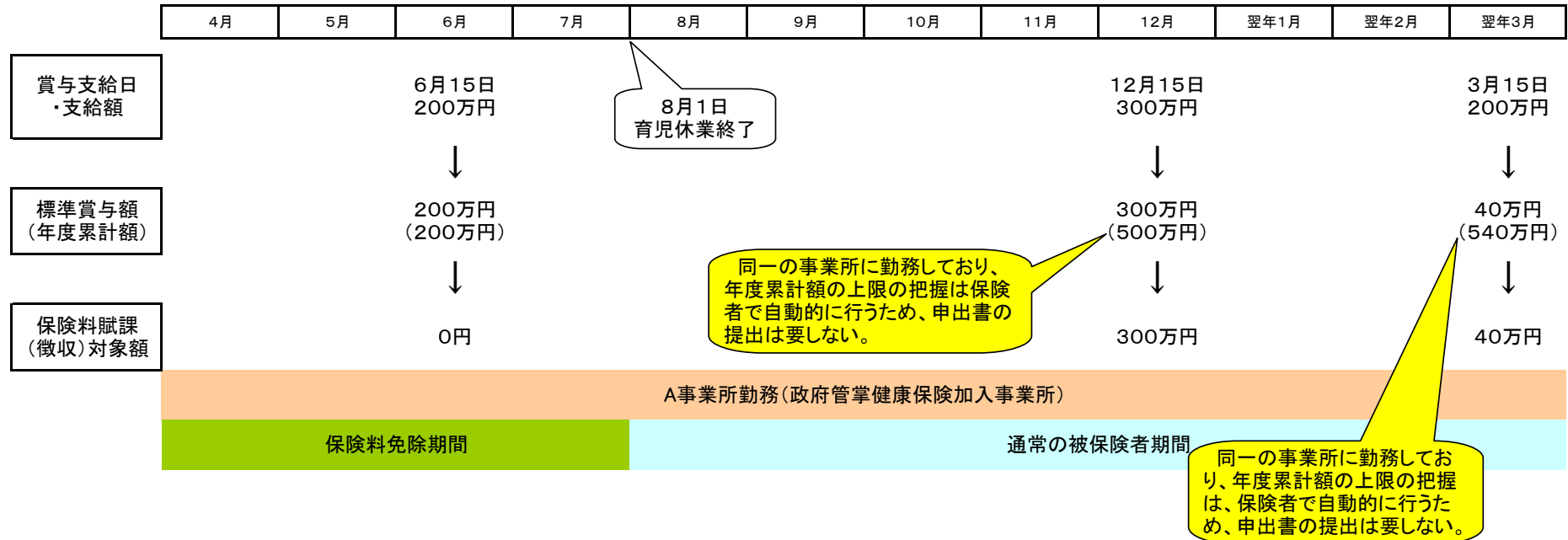
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌年1月	翌年2月	翌年3月
賞与支給日 ・支給額			6月15日 300万円						12月15日 300万円			3月15日 200万円
標準賞与額 (年度累計額)			300万円 (300万円)						240万円 (540万円)			0円 (540万円)
保険料賦課 (徴収)対象額			300万円						240万円			0円
A事業所勤務(政府管掌健康保険加入事業所)												

同一の事業所に勤務しており、
年度累計額の上限の把握は保
険者で自動的に行うため、申出
書の提出は要しない。

同一の事業所に勤務してお
り、年度累計額の上限の把握は
保険者で自動的に行うため、申
出書の提出は要しない。

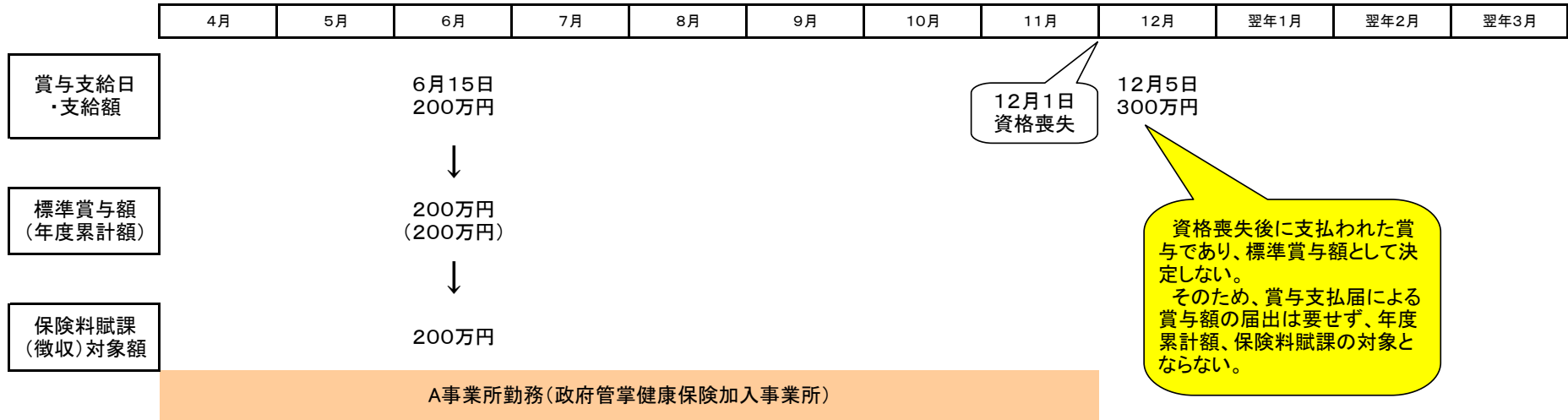
※厚生年金保険の標準賞与額の上限は、「1か月あたり150万円」で変更ありません。

【育児休業による保険料免除期間がある場合】



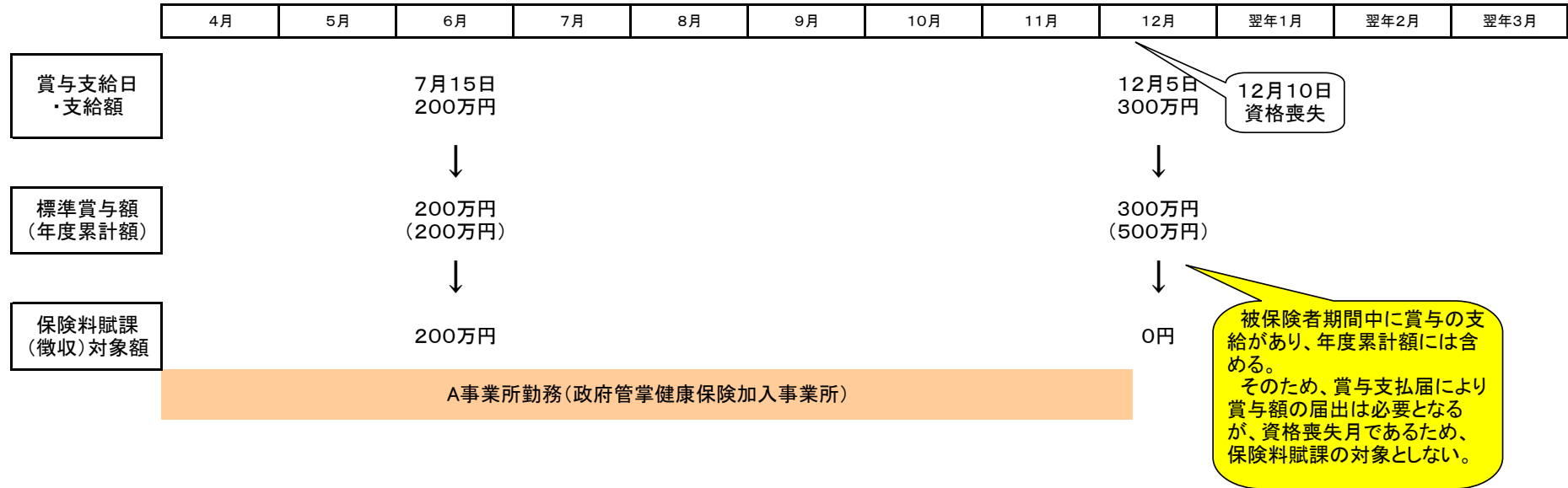
※厚生年金保険の標準賞与額の上限は、「1か月あたり150万円」で変更ありません。

【年度途中で資格喪失(退職)し、その後に賞与の支給があった場合】



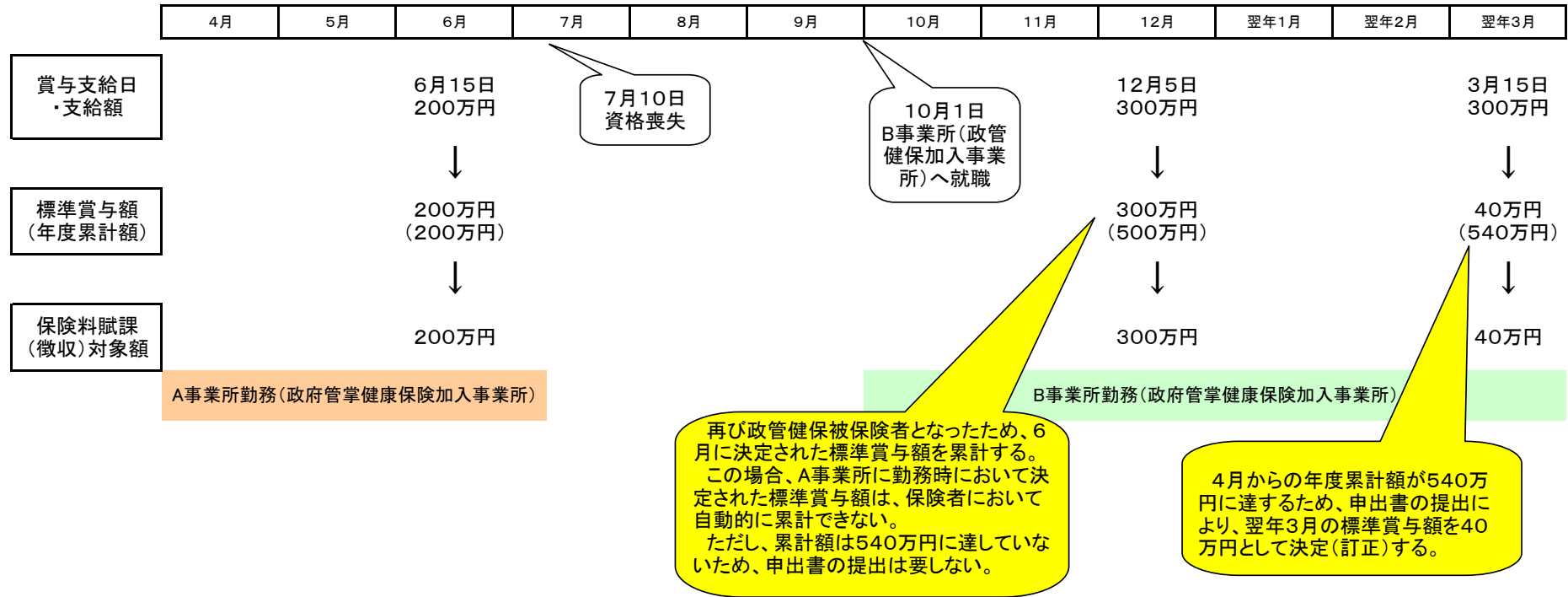
※厚生年金保険の標準賞与額の上限は、「1か月あたり150万円」で変更ありません。

【年度途中で資格喪失(退職)するが、資格喪失日の属する月に資格喪失前に賞与の支給があった場合】



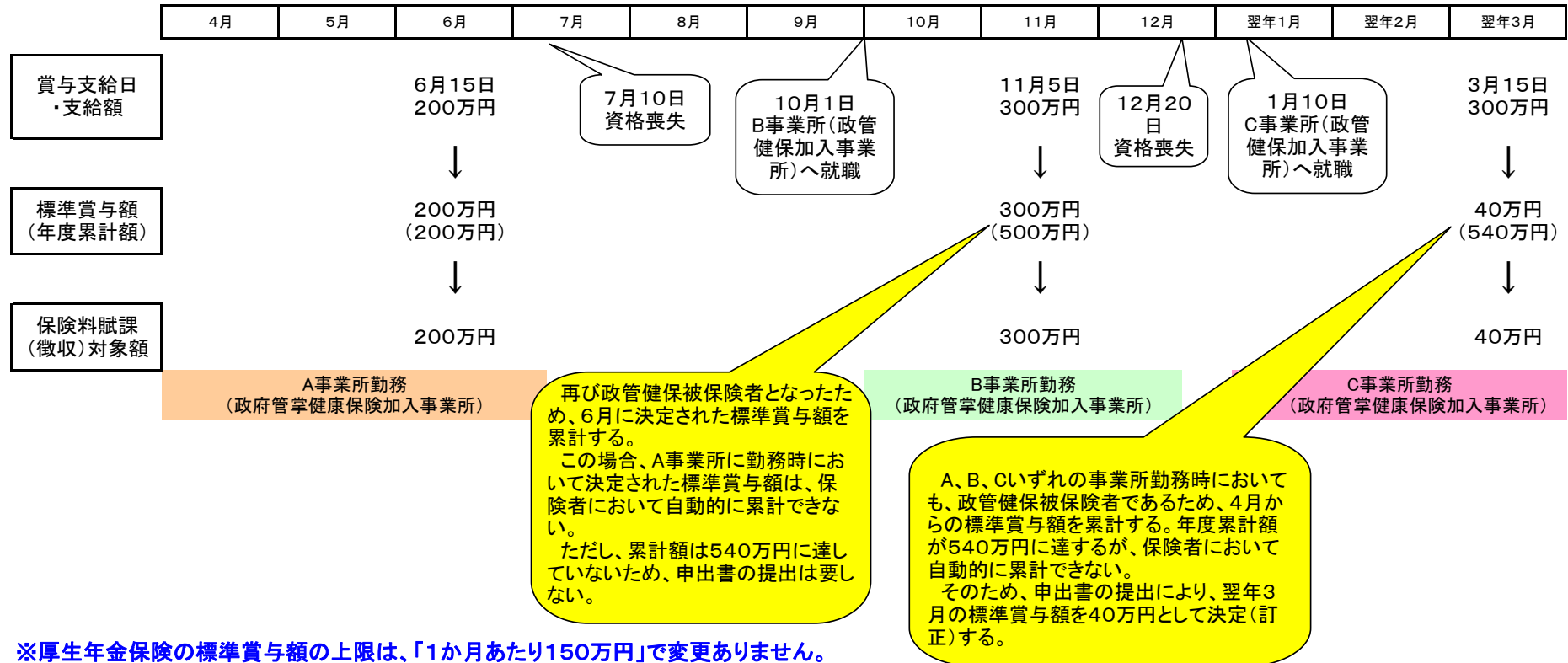
※厚生年金保険の標準賞与額の上限は、「1か月あたり150万円」で変更ありません。

【年度途中で資格喪失(退職)し、再就職により再び政府管掌健康保険の被保険者となった場合(その1)】



※厚生年金保険の標準賞与額の上限は、「1か月あたり150万円」で変更ありません。

【年度途中で資格喪失(退職)し、再就職により再び政府管掌健康保険の被保険者となった場合(その2)】



※厚生年金保険の標準賞与額の上限は、「1か月あたり150万円」で変更ありません。

【年度途中で資格喪失(退職)し、再就職によりA健康保険組合の被保険者となった場合】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌年1月	翌年2月	翌年3月
賞与支給日・支給額			6月15日 200万円	7月10日 資格喪失			10月1日 〇〇健康保険組合加入事業所へ就職		12月5日 300万円			3月15日 150万円
標準賞与額 (年度累計額)			200万円 (200万円)						300万円 (300万円)			150万円 (450万円)
保険料賦課 (徴収)対象額			200万円						300万円			150万円
	A事業所勤務(政府管掌健康保険加入事業所)						C事業所勤務(〇〇健康保険組合加入事業所)					

政管健保被保険者から〇〇健保組合被保険者となったため(同一保険者でないため)、標準賞与額は累計しない。

※厚生年金保険の標準賞与額の上限は、「1か月あたり150万円」で変更ありません。